

第1号議案

新業務にかかる資金の承継及びその管理について (案)

2020年6月、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の成立により、費用負担調整機関の権利及び義務が本機関に承継されることとなった。

これに伴い、費用負担調整事業にかかる現金及び預金も本機関に承継されることとなるので、これら資金の管理について、以下のとおり進めることとしたい。

1. 承継前の資金については、現在の費用負担調整機関において、当月交付予定の交付金額に一定の裕度を設定した金額を交付原資として普通預金に預け、残る金額を譲渡性預金として運用を行っている。
2. 本機関に置き換えた場合、普通預金での管理については特段の支障はないが、資金運用については、次年度運用方針を次年度開催される評議員会及び総会に付議することとなるため、それまでの間は暫定的に、現在、費用負担調整機関で行われている取扱いを踏襲することとしたい。
3. あわせて、資金運用を行うに当たって必要となる銀行口座の増設を以下のとおり行いたい。

(1) 口座数	1口
(2) 預金種別	譲渡性預金
(3) 増設希望日	2022年4月1日の運用開始に支障を来さない日
(4) 金融機関	現在、供給促進交付金交付業務及び調整交付金交付業務等の口座を有するみずほ銀行に増設。
(5) その他	必要な手続きについては事務局にて実施。

以 上